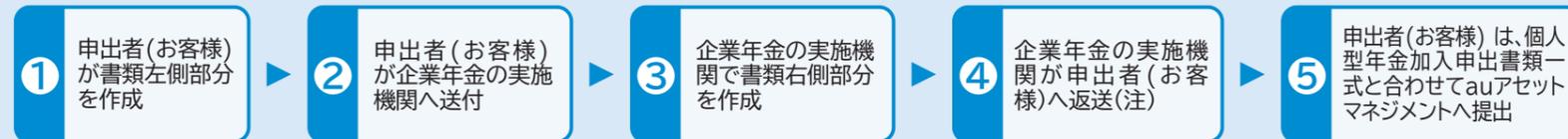


# 厚生年金基金・確定給付企業年金移換申出書 / 移換可否決定通知書 記入ガイド

## 書類の流れ



(注) 企業年金の実施機関からauアセットマネジメントへ直送する場合は、必ず事前に申出者(お客様)からカスタマーサービスセンターへご連絡ください。



### 注意事項

- この申出書の右側部分[移換可否決定通知書]へ、企業年金の実施機関であらかじめ証明を受けた後にauアセットマネジメントへご提出ください。(お申出に際しましては、個人型確定拠出年金で掛金の拠出手続きをいただく必要があります。)
- 移換のお申出には、制約があります。この記入ガイド左側部分下段「移換申出にあたっての留意事項」をご確認ください。

## お客様へ お願い

- auアセットマネジメントへのご提出前に、移換可否決定者証明書欄への記入もれがないか、厚生年金基金等の受付日もれがないかご確認ください。記入もれがあると受付できません。
  - 右側部分は企業年金の実施機関で記入いただく欄です。厚生年金基金または確定給付企業年金の実施機関であらかじめ証明をいただいでください。
- \*「移換可」の場合のみ、お手続きいただけます。

- お申出される方が記入いただく欄です。

1 企業年金の名称をご記入ください。

- 2
- 届出区分
  - 基礎年金番号
  - 氏名
  - 生年月日
  - 性別
  - 住所
  - 連絡先電話番号
- 日中に問合わせができる電話番号を記入してください。(携帯電話の電話番号も可能です。)

個人型確定拠出年金用 厚生年金基金・確定給付企業年金 移換申出書

1 年金建設厚生年金基金 限

改正前厚生年金保険法第144条の6第1項(※1)または確定給付企業年金法第82条の3第1項の規定により、厚生年金基金(※2)または確定給付企業年金から個人型確定拠出年金へ脱退一時金相当額の移換を申し出ます。なお、厚生年金基金または確定給付企業年金から脱退一時金相当額を移換するための事務処理のみに用いるものであることを前提に、本申出書を移換先の個人型確定拠出年金の実施機関に提供することについて同意します。

※1 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。)により、なおその効力を有するものとされています。

※2 平成25年改正法附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金をいいます。

2 届書コード 届出区分

02031  厚生年金基金から資産を移す  確定給付企業年金から資産を移す

必ず申出者にご署名ください。

基礎年金番号	氏名	生年月日	性別
1183-729641	フリガナ カクテイ ハナコ 確定 花子	昭和 530123 平成	① 男 ② 女

市区町村コード 住所

フリガナ チバ チバシミハマ マルマル シカグーシカグ  
〒261-0011 千葉 都 千葉市美浜 市 区 〇〇 〇-〇

〒231-0062 神奈川 県 横浜市 中 区 〇〇 〇-〇  
連絡先電話番号 (043-000-0000)

移換先	運用関連 運営管理機関	登録番号	運用関連運営管理機関名称
	0000792		auアセットマネジメント(株)

移換元制度の加入員番号

※※※ 以下の項目は厚生年金基金または確定給付企業年金の実施機関が記入する欄です ※※※

1 国民年金基金連合会 移換可否決定通知書

(移換可の場合は国民年金基金連合会名称、移換不可の場合は移換申出者名をご記入ください)

資格確認結果 「移換可」、「移換不可」のいずれかに「✓」を記入してください。

移換可：資格確認の結果、「移換可能」と認められましたので通知します。

移換不可：資格確認の結果、下記の理由により「移換不可」となりましたので通知します。

基金・規約番号	名称	担当部署及び担当者
66 厚生年金基金 77 確定給付企業年金	00999 年金建設厚生年金基金	システム管理課

住所 連絡先電話番号 FAX番号

〒231-0062 045-000-0000 045-000-9999

神奈川 県 横浜市 中 区 〇〇 〇-〇

名称

年金信託銀行(株)

資格喪失年月日

平成 300131  
令和

移換可否決定者証明欄

移換可否を決定した証明者(理事長、事業主など)の表示をしてください。

年金建設厚生年金基金  
理事長 年金太郎

書類到着時に必ず下記受付年月日の記入をお願いします。

受付年月日

9 令和 年 月 日

- 企業年金の実施機関で必ず証明ください。

1 移換可の場合、国民年金基金連合会をご記入ください。

2 資格確認結果欄へご記入ください。

3 移換元欄へご記入ください。

4 移換可否決定者証明欄および受付年月日へ記入してください。  
※受付年月日は、資格喪失日より後の日付をご記入ください。

## 移換申出にあたっての留意事項

- この申出書は、個人型確定拠出年金への移換について、移換元の厚生年金基金または確定給付企業年金の実施事業所での証明も兼ねています。(右の「移換可否決定通知書」の部分)
- この申出書は、上記の証明を受けた後に、移換先の運用関連運営管理機関、若しくは受付金融機関に提出してください。(移換元の厚生年金基金または確定給付企業年金から直接送付することも可とします。)
- 厚生年金基金制度または確定給付企業年金制度からの移換は、原則、以下の場合に行うことができます。
  - (1)個人型確定拠出年金の加入者の資格を有する場合
  - (2)移換元制度の資格喪失後、1年を経過していない場合
- この申出を行う場合は、個人型確定拠出年金の加入申出を行うことが必要です。この申出書の受付日時時点で個人型確定拠出年金の加入申出が行われていない場合には、加入申出書を提出し、それを受け付けた日に移換申出が効力を生じるものとします。
- 複数の厚生年金基金制度または確定給付企業年金制度から資産を移換する場合は、それぞれについて申出書を記入して提出してください。
- 移換した資産の運用割合指定方法につきましては、移換先の運用関連運営管理機関にお問合せください。
- 移換元制度の加入員番号は、本人の特定のために、移換元の厚生年金基金、確定給付企業年金でのみ使用します。

※厚生年金基金または確定給付企業年金の実施機関の実務ご担当者様へのお願い  
移換が可能であることが認められましたら、この書類を左記の移換申出者若しくは移換先の運用関連運営管理機関に郵送してください。